

# 泉南市教育問題審議会委員市民委員公募要項

令和3年4月30日

## 1. 目的

泉南市教育問題審議会（以下「審議会」という。）は、泉南市教育問題審議会条例第1条に基づき設置する審議会です。本市における公教育の振興と充実を図るため、泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、泉南市におけるこれからの学校のあり方等の重要事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するため、市民の皆様の幅広いご意見をお聴きし、共に考え、施策に反映させることを目的に、市民委員の募集を行います。

## 2. 募集内容

（1）公募人数 2名程度

（2）応募資格 次のすべての要件に該当する方

- ①泉南市内に居住する18歳以上（任期初日）、概ね70歳以下の方
- ②本市における公教育の振興と充実について関心を持ち、令和3年度に10回程度開催する審議会に出席可能な方
- ③市の他の委員会又は審議会等の委員でない方（ただし、2機関以内は可）
- ④泉南市自治基本条例第9条に規定する市民の責務を認識し、責務を果たせる方

## 3. 委員任期

委嘱日（令和3年6月下旬頃）から審議会答申まで

## 4. 応募方法

「泉南市教育問題審議会委員市民委員申込書（所定様式）」に、住所、氏名、電話番号、応募理由、泉南市の教育課題（意見・提案など600字から800字程度）を記入の上、教育委員会教育総務課に持参、郵送、Eメール等で応募してください。（応募書類は返却しません）

## 5. 選考方法

市民委員を選考するため、教育委員会事務局に審議会市民委員選考会を設置し、申込者から提出された書面等によりに選考を行います。

## 6. 結果通知

応募者全員に結果を通知します。

## 7. その他

附属機関等の設置等に関する方針（平成20年3月19日策定）に準拠する。